

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議 平成29年度第1回沖縄島北部部会 議事概要

■日 時：平成29年7月21日（金） 13:00～15:50

■場 所：大宜味村農村環境改善センター ホール

■出席者（敬称略）：

区分	所属	役職	氏名
管理機関	環境省那覇自然環境事務所	上席自然保護官	山本 以智人
		自然保護官	池田 千紘
	林野庁沖縄森林管理署	森林技術指導官	曲瀬川 淳一
	国頭村世界自然遺産対策室	室長	宮城 明正
		主事	仲本 いつ美
	大宜味村企画観光課	課長	福地 亮
		係長	宮城 光一
	東村企画観光課	課長	宮田 健次
		係長	池原 善史
	沖縄県自然保護課	課長	金城 賢
		自然公園班長	前原 秀規
		主任	志賀 俊介
		主任	新崎 智司
	沖縄県森林管理課	班長	比嘉 享
技師		金城 智之	
技師		金城 彰太郎	
沖縄県観光整備課	課長	平敷 達也	
	班長	嘉数 晃	
地元関係団体	国頭村森林組合	組合長	仲原 親一
	国頭村森林ツーリズムWG	代表	山川 雄二
	国頭村観光協会	職員	崎濱 秀彰
	国頭村教育委員会	社会教育委員長	山川 安雄
	大宜味村区長会	会長	前田 正宏
	NPO法人 やんばる舎	事務局	増田 耕平
	NPO法人 おおぞみまるごとツーリズム協会	理事長	宮城 健隆
	J Aおきなわ東支店	支店長	運天 均
	東村区長会	会長	吉元 博
	NPO法人 東村観光推進協議会	事務局長	小田 晃久
NPO法人 どうぶつたちの病院 沖縄	副理事長	金城 道男	
運営事務 (受託者)	株式会社プレック研究所 環境計画部門	統括部長	松井 孝子
		主査	東 広之
傍聴・報道	11人		

■議 事

1. 参画機関・団体の追加について
2. 地域部会の運営方針について
3. 沖縄島北部行動計画の事業の進捗状況について
4. IUCN 現地視察に向けた重点課題について
5. その他

■資料

- 資料 1 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地 地域連絡会議「沖縄島北部部会」設置要綱（別紙変更案）
- 資料 2 世界遺産登録に向けたスケジュールと地域部会の進め方（予定）
- 資料 3－1 沖縄島北部行動計画の事業進捗状況とりまとめ結果（平成 29 年 7 月現在）
- 資料 3－2 沖縄島北部行動計画の事業進捗状況図（平成 29 年 7 月現在）
- 資料 3－3 沖縄島北部行動計画と関連事業の進捗状況（平成 29 年 7 月現在）
- 資料 3－4 沖縄島北部における推薦地域の管理上の課題への対応状況（イメージ）
- 資料 4 沖縄島北部における IUCN 現地視察に向けた重点課題について

■議事概要

議題 1. 参画機関・団体の追加について

- 参画機関・団体の追加について、事務局より資料 1 に基づき説明が行われた。
- 質問や意見は特に出されなかった。
- 沖縄島北部部会の設置要綱（別紙変更案）（資料 1）が承認され、国頭村観光協会及び国頭村教育委員会が沖縄島北部部会の構成団体となった。

議題 2. 地域部会の運営方針について

- 世界遺産登録に向けたスケジュールと地域部会の進め方について、事務局より資料 2 に基づき説明が行われた。
- 質疑応答の概要は以下の通り。
 - ・地域部会の上位機関である地域連絡会議について、開催の有無やいつごろ開催されるか等について教えてほしい。また、IUCN の要請事項や勧告に対する回答をどのように検討するのか教えてほしい。
 - 地域連絡会議は、IUCN の現地視察の日程や地域部会の開催状況を踏まえ開催する予定である。開催日程は未決定であるため、決まり次第、メーリングリスト等を活用し共有する。
 - 地域連絡会議及び科学委員会は IUCN の現地視察後に各 1 回開催したいと考えている。日付は未定であるが、科学委員会の下部機関にあたるワーキンググループは、IUCN の現地視察前の 9 月に開催する予定である。
 - ・IUCN の現地視察から地域部会における視察結果の共有まで数か月の時間がある。現地視察後すぐに視察結果の共有はしないのか。
 - IUCN 現地視察後に、IUCN と日本政府の間で書簡のやりとりがある。現地視察における不明点について、追加質問や情報提供依頼があると想定されている。
 - IUCN からの要請事項が 1 月ごろまでに日本政府に送付され、政府として要請事項に回答するのは 2 月末までとなっている。現地視察から回答までは、地域の関係者に対し情報収集を行う等、事務的作業が進められる見込みである。そのため、地域部会において回答内容の審議の場を設けられるのは、日本政府として回答する直前の 2 月頃になると考えられている。

議題 3. 沖縄島北部行動計画の事業の進捗状況について

- 沖縄島北部行動計画の事業の進捗状況について、主要な管理機関より資料 3－1、資料 3－2、資料

3-3、資料3-4に基づき説明が行われた。

○質疑応答の概要は以下の通り。

・資料3-4の円の大きさは課題を示しているという説明であった。その円（課題）の大きさは、何を基準に設定しているのか。

→円の大きさは、優先的に取り組む必要性をイメージとして示している。

・5) 1「世界遺産に関するビジョンの策定による持続可能な観光の推進」について、観光振興計画の中で世界遺産を位置づけるものとは認識していなかった。事業内容について、沖縄島北部行動計画に記載の通り、新規で観光ビジョンを策定するものと認識していた。したがって、沖縄県は「未実施」となっている。

→現在のところ、行動計画に記載されている協議会等による検討は未だ進められていない。今後、協議会のあり方等を含め、検討していく必要がある。

・知床においてはエコツーリズム戦略やエコツーリズム推進計画が策定されている。同戦略等は IUCN からの要請事項を受けて作成されたものである。沖縄島北部においても、IUCN からの要請事項としてエコツーリズム戦略の作成等が求められる可能性がある。

→IUCN の要請事項として、知床と同様にエコツーリズム戦略が求められるかは未知数である。沖縄島北部では森林ツーリズムの事業が進められており、その成果が本地域のエコツーリズム戦略に該当するものであると IUCN に理解されれば、一概に新たな戦略作成を求められることにはならないのではないか。それよりも、沖縄県全域のエコツーリズムにおける本地域の位置づけや、森林利用計画と森林ツーリズムとの関係をどのように設定するかが重要であると考えている。

議題4. IUCN 現地視察に向けた重点課題について

○IUCN 現地視察に向けた重点課題について、事務局より資料4に基づき説明が行われた。

1. 希少野生動植物の密猟・盗採防止

○国内希少野生動植物種の密猟防止協議会がある。連絡会議の開催とパトロールを実施しており、今後も継続する予定である。一方、今後林道の利用者が増加していく場合には、期間限定的な現在のパトロールでは不十分となる可能性がある。そのため、林道の利用ルールを検討することにより、密猟防止対策につなげる可能性も考えられる。また、すでに地域の方々が中心となり林道パトロールを実施する体制ができつつある。今後、IUCN に評価されることを考えると、地元の自主的取組としてパトロールを実施できるようになることが重要と認識している。（環境省）

○質疑応答の概要は以下の通り。

・林道パトロールは地域住民からも評価されており、住民の生物識別能力が高まっている。一方、研究者や学生にみえる人々が山に入っているが、密猟・盗採者か否か分からない現状にある。

→研究目的の場合はとりわけ法的手続きを適切に踏んでいることを示す必要があるはずであり、調整の上申請手続きを踏むと許可証が発行される。許可時にこの許可証を携帯することになっているため、密猟者との判別の際に許可証の提示を求めることは可能である。また、許可を得ているか判別が難しい場合には、例えば設置した罫に許可番号や氏名を示していただくなどの指導をしていきたい。

・逮捕権は警察にしかないと考えられるが、地域の方が巡視をする際、職務質問みたいなことが可能になる仕組みができればよい。

→警察にご協力頂くことが重要である。また、ご意見の通り、実行力を高める必要がある。例えば地域

で条例などを制定するなど可能では。

2. 遺産地間を繋ぐコリドー機能強化

- コリドー機能強化について、国頭村及び大宜味村にご協力をお願いしている。辺戸岳周辺で具体的な調整の動きがあり、調整が進められていることについて IUCN へ説明できればと考えている。(環境省)
- 大石林山及び西銘岳の間は、世界遺産推薦地や緩衝地帯に含まれず、国頭村の施業計画区域に含まれている。この地域は国立公園の第3種特別地域であるものの、第2種特別地域相当の地域として扱い、保全の努力をしていきたいと考えている。(国頭村)
- ネクマチヂ岳周辺と脊梁山地の森林の連続性について、今後どのような形で改善していくか、環境省の助言を受けながら検討していきたい。(大宜味村)

3. 希少生物保全対策としてのイヌ・ネコ対策の強化

- 平成 28 年度、ノネコ・ノイヌ対策事業において、やんばる地域での希少生物の捕食被害状況を調査した。今年度、検討会や協議会等を設置するとともに、効果的なノネコ・ノイヌの捕獲方法やモニタリング方法を検討する予定である。また、別事業(マングース事業)で希少動物の生息状況を把握しているため、ノネコ・ノイヌが減少することで希少動物の生息状況が回復していくかを確認する。(沖縄県自然保護課)
- 沖縄島北部(やんばる)3村では、ノネコ・ノイヌの捕獲を実施している。しかし、GW明けに捨て猫、捨て犬が多くなる現状があるため、沖縄県全体の問題であるという認識が必要である。また、保護収容施設の収容量が一杯になりつつあるため簡易施設の設置なども検討しており、これについて助成のようなものがあれば有難い。(国頭村)
- ネコの愛護及び管理に関する条例、飼い犬条例において、飼養者に適切な飼養を行うよう、周知を行っている。やんばる3村で協働しながら、ノネコ・ノイヌの排除を進めている。(大宜味村)
- 国頭村が発言した通り、GWに捨て猫、捨て犬が増える傾向にある。やんばる3村で対策を講じてきたが、なかなか効果が出ない。沖縄県全体の問題であることを認識し、問題を取り扱う必要がある。東村では、ふるさと納税の一部を活用し、ペットの去勢費用を補助している。(東村)
- 質疑応答の概要は以下の通り。
 - ・各実施主体による委託業務等の期間を調整し、連続性のある取組にすることが必要である。沖縄県と環境省で協議を行い、捕獲やパトロール等の対策がとぎれることのないように取組を進めてほしい。
 - イヌ・ネコ対策を連続性のある取組とするため、関係機関と協議を行っていききたい。また、愛玩動物の遺棄は犯罪であること、及び、やんばる地域のみではなく、沖縄県全体の問題であると認識している。発生源対策(入口対策)を着実にを行う必要があり、県全体での普及啓発をしっかり進める。
 - イヌ・ネコ問題は非常に大きな問題と認識しており、IUCNからも指摘される可能性がある。まず、全県的な普及啓発が非常に重要である。また、やんばる3村には条例があり、条例を徹底していく必要がある。例えば観光協会や観光部局においても、やんばるにはイヌ・ネコの適正飼養のルールがあることを周知し、遺棄が行われないようにPRしていただけるとありがたい。
 - ・イヌ・ネコ対策について、沖縄県の条例や国の法律において、やんばる3村の条例に関連するような制度・仕組みはあるか。やんばる3村はペットの登録制度があるが、沖縄県他の地域では登録制度はなく、全県的な条例を制定することが最も有効であると考えられる。
 - そもそも動物愛護法により、適切な飼養が求められるとともに、ペットの遺棄は禁止されており、罰

則規定もある。

→動物愛護法の施行前には沖縄県にも条例があったが、動物愛護法の施行により、廃止となった。

4. 適切な利用コントロール・利用ルールの設定

○やんばる型森林ツーリズム推進体制構築事業において、フィールドごとの利用ルールやガイド制度、モニタリングの方法について検討が行われており、協議会の設置及び全体構想の策定を行う予定である。(沖縄県自然保護課・沖縄県森林管理課)

○質疑応答の概要は以下の通り。

・利用コントロールに関連して、林道が多いためどこからでも利用者が入ってしまうという懸念がある。そのため、林道の利用コントロールについて検討が必要であると考えている。

→村の林道の利用コントロールの今後の方針を教えてください。また、県の林道の管理について、今後の方針等があれば伺いたい。

→国頭村の林道について、林道管理要領に基づき、夜間通行規制を行っている。ただし、罰則があるものではないため、周知により利用抑制を図るものともいえる。未だ検討には至っていないが、条例等によるもう一段階強い利用ルールが必要であろうと考えている状況にある。

→林道は林産物の搬出や森林の多目的機能を最大限に発揮するための移動手段としての設備である。そのため、一方的に所管(森林管理課等)から規制することが望ましいものではなく、規制について発言する立場にない。今後の方向性としては、アクセス道全体の規制のあり方について、どの主体が何をするか等に関係機関が協議する場を設け、熟議を行った末に何らかの行動をとる可能性はある。

→関係機関で調整ができなければ取組が進まない課題である。今後検討を進める体制を構築できればと考えている。

・知床にて視察を行ったので、情報提供・共有を行う。知床では、世界遺産登録により、観光客が一時的に増加した。しかし、交通渋滞や飲食店の混雑等により、利用者の満足度が低下し、世界遺産登録前より観光客が減少してしまった。そのため、世界自然遺産登録に向けて、受け入れ体制を充実させることが極めて重要であると聞いた。沖縄島北部についても、渋滞対策や住民理解の醸成等、着実に受け入れ体制を整える必要がある。

・受け入れ体制に関する懸念として、国立公園指定後に外国人利用者が増えているという印象がある。インバウンド対応についても検討が必要である。

5. 普及啓発活動の実施

○昨年度からパンフレットやポスター等を用いた普及啓発を実施しており、今年度も継続する。また、自動車に貼るマグネットやのぼりなどの新たなツールを活用した世界遺産の普及啓発を行っていききたい。地元への普及啓発に加えて、航空機の中での映像等を活用し、観光客に向けても普及啓発を図っていききたい。(沖縄県自然保護課)

○地元に対しての普及啓発としては、世界遺産の制度・システムや世界遺産自体について小学校などで説明を行っている。IUCNに評価されることを考えると、世界遺産の制度を地域の方々が認識していることが重要と考えている。対外的には、やんばる3村とともに本推薦地の価値をPRしていきたい。(環境省)

○質疑応答の概要は以下の通り。

・やんばる3村世界自然遺産推進協議会の取組を紹介する。協議会では、保護活動を含む世界自然遺産

登録推進のために8月から協賛を募るとともに、のぼりや木バッジを活用した普及啓発を行う予定である。世界遺産登録を目指す理由の一つとして、「自然を守り、将来世代につなげていくため」であるということも伝えられるよう普及啓発を行いたい。現在の普及啓発活動が観光推進に偏る傾向にあることについて懸念しており、このままでは村民・地域の理解を得られにくくなると考えている。そのため、地域の自然を「守り、つなぐ」ことも意識した普及啓発を行いたい。また、やんばる3村では、基調とする色を決め、統一感ある普及啓発を行う予定である。沖縄県でもグッズをつくる意向があるようなので、一体感をもった普及啓発となるよう協力していきたい。

- ・地域の方々に分かりやすい普及啓発を共同店を利用して実施することにより、地域住民に世界遺産のことが浸透すると考えている。商工会や学校、共同店などの組織をもっと活用し、地域の方々が自分たちの言葉で世界遺産と生活は関係していると言えるような普及啓発を実施したい。奄美では、飲食店や売店に世界遺産の普及啓発ステッカーが貼られており、地元の人たちが世界遺産について説明できていた。
 - ・世界遺産に関する効果的な周知方法について、地元団体の皆さまにもアイデアをいただけると有難い。
 - ・知床はキャラクターグッズ販売（「しれとこさん」等）で収益を上げている。沖縄島北部でもキャラクターやグッズ販売を検討することはありうる。
- 小笠原においては、世界遺産に登録される前にシンボルマーク・ロゴを作成し、関係機関はパンフレットや名刺に統一マークを印刷していた。3村の協議会などでシンボルマークを作り、共通で利用することも可能と考える。また、既存の世界遺産登録地では実施されていないが、3村内の共同店に世界遺産の普及啓発用の掲示板を設置するなど効果的であると考えられる。

6. 適切なモニタリングの実施・情報の活用

- 世界自然遺産に登録される場合には、長期的なモニタリングを行うことが必要となる。現在のところ、種別に希少種のモニタリングを行っているが、生態系のモニタリングが必要となる。地域の方々の生物識別能力が高まっているという話があったが、そういった方々にモニタリングにも関与していただき、地元が主体的に関わるモニタリング体制を構築できると良いと考えている。ご意見をいただきながら進めていきたい。（環境省）
 - 地域別の行動計画を用いた進捗管理・評価指標の検討を進めていきたい。各実施主体にモニタリングを実施する予定があるようなので、行動計画のモニタリング指標として利用できるものについては活用したい。次回部会において、可能な範囲で、評価指標については提示していきたい。（沖縄県自然保護課）
 - 質疑応答の概要は以下の通り。
 - ・利用状況のモニタリングも重要と考えるが、利用者数や過剰利用状況などについて各村でモニタリングを考えておられるか。
- 村内の一部で利用者カウンターを設置をしている。
- 学びの森では、林道利用者の利用目的や利用状況調査を実施している。

議題5. その他

- 今年度も継続して、関係者ホームページ及びメーリングリストの運用を行う。
- 世界遺産だよりを継続して作成する予定であり、各村に配布協力をお願いしたい。配布方法や内容について、ご助言があればお願いしたい。

以上